審査基準(申請に対する処分関係)

(新設)

				(/1/11/4//	
		担当課	水産課	検索番号	
法令名	漁業法	根拠条項	73-2-2		
許認可等	免許をすべき者の決定				

## (根拠規定)

○漁業法 (昭和24 年法律第267 号)

(免許をすべき者の決定)

- 第73条 都道府県知事は、第64条第6項の申請期間内に漁業の免許を申請した者に対しては、 第71条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、免許をしなければならない。
- 2 前項の場合において、同一の漁業権について免許の申請が複数あるときは、都道府県知事は、 次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者に対して免許をするものとする。
  - (1) 漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該満了する漁業権(以下この号において「満了漁業権」という。)とおおむね等しいと認められるものとして設定される漁業権について当該満了漁業権を有する者による申請がある場合であつて、その者が当該満了漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用していると認められる場合 当該者
  - (2) 前号に掲げる場合以外の場合 免許の内容たる漁業による漁業生産の増大並びにこれを 通じた漁業所得の向上及び就業機会の確保その他の地域の水産業の発展に最も寄与すると認め られる者

## (許認可等の基準)

- ○漁業法第73条第2項第2号の免許をすべき者の審査基準
- 2 審査基準
- (1)審査基準の適用について

審査は、次の場合に行うものとする。

- ア 新たに設定された同一の個別漁業権について、複数の免許の申請がある場合
- イ 類似漁業権である同一の個別漁業権について、複数の免許の申請があり、かつ、満了漁業 権を有する者からの申請がない場合
- (2) 地域の水産業に最も寄与するか否かの判断について

漁業法第73条第2項第2号の「地域の水産業の発展に最も寄与する」か否かの判断については、漁業生産量の増大、漁業所得の向上、就業機会の拡大、地域の漁業者との調和的発展、地元の水産物流通や加工に与える影響等を中長期的な観点から総合的に勘案するため、次のアからオまでに掲げる内容について、総合的に評価し、免許すべき者を判断する。

- ア 漁業生産力の増大
  - (ア) 当該漁業権に係る漁業の実績はあるか。
  - (イ) 免許の存続期間における安定的な漁業生産が可能であるか。
- イ 漁業所得の向上
  - (ア) 安定的な漁業所得が見込めるか。
  - (イ) 操業の効率化によるコスト削減等が検討されているか。
- ウ 就業機会の拡大
  - (ア) 地域における就業機会の向上に寄与すると見込めるか。
- エ 地域の漁業者との調和的発展
  - (ア) 地域の漁業者との調整が十分に行われているか。
  - (イ) 当該漁場区域に団体漁業権が設定されている場合は、当該漁業権者との調整が十分に

行われているか。					
オ 地元の水産物流通や加工に与える影響					
(ア) 地域経済の活性化に寄与することが見込まれるか。					
3 審査					
審査は、漁業権免許申請時に提出する事業計画書等により行うほか、その他必要な書類の提出					
を求めることがある。この場合、必要に応じて、当該書類の内容についてヒアリングを行うもの					
とする。					